

宮城県公報

発 行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

○包括外部監査契約の締結	(行政経営推進課)	一
○有害図書類の指定	(共同企画社会推進課)	一
○県営土地改良事業の工事の完了	(農村振興課)	二
○漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧	(水産業振興課)	二
○都市計画事業の事業計画変更の認可	(都市計画課)	二
○土地改良事業の施行の認可	(大河原地方振興事務所)	三
○土地改良区の定款変更の認可	(東部地方振興事務所)	三
公 告		
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(警察本部会計課)	三
議 会		
○宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例の施行状況の公表		五
選挙管理委員会		
○証票の無効について		五
人事委員会		
○人事委員会規則七・十七(宿日直手当)の一部を改正する規則		六
○人事委員会規則八・五(職員の勤務時間、休暇等に関する規則)の一部を改正する規則		六
監査委員		
○包括外部監査結果に関する報告の公表		六
○包括外部監査人の監査の事務の補助		六
正 誤		

告 示

○宮城県公報第二三四四号中

六

○宮城県告示第三百九十三号
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので告示する。

平成二十四年四月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 包括外部監査契約の期間の始期

平成二十四年四月六日

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算

三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

菅 博雄

仙台市青葉区南吉成一丁目十一番地の十六

四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

概算払

○宮城県告示第三百九十四号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十四年四月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種 類	図 書 類 の 名 称	発 行 所
一	雑 誌	プレイコミック 5月号	(株)秋田書店
二	雑 誌	07741・5 恋愛ラブマックス 2012 4月号	(株)秋田書店
三	雑 誌	17744・4 いちごVOL.31	(株)秋田書店
四	雑 誌	16128・5 恋愛情熱ラブパッション 5月号	(株)一水社

五	コミック誌	09657・05 チアーズ! 11 50182・77	(株)双葉社
六	雑誌	08493・4 miniバラ 4月号	(株)竹書房
七	雑誌	15557・05 絶対恋愛スウィート 2012 5月号	(株)笠倉出版社
八	雑誌	15487・05 Sweetブチ 2012 5月号	(株)笠倉出版社
九	雑誌	01901・04 エンジョイマックスチャージ 4月号	(株)笠倉出版社
十	雑誌	18425・05 miniシユガー 5月号	(株)秋水社
十一	雑誌	18426・05 miniペリー 2012 vol.2	(株)秋水社
十二	雑誌	08577・5 無敵恋愛エス・ガール 2012 5月号	(株)ぶんか社
十三	コミック誌	52779・71 今日からヒットマン外伝スペシャル ちなつ七変化編 ツンデレ初体験 50955・53	(株)日本文芸社 (株)海王社
十四	コミック誌	01805・5 裏モノJAPAN 2012 5月号	(株)鉄人社
十五	雑誌	28307・5/1 ヤングアニマル嵐 No.5	(株)白泉社
十六	雑誌	14171・05 サムライイーエルオー 5月号	インフォレストパブリッシング(株)
十七	雑誌	68464・91 金のEX G.T.R. VOL.15	(株)大洋図書
十八	雑誌	68464・78 ナツクルズDX アングラール vol.06	ミリオン出版(株)
十九	雑誌	02060・04 弾丸Dashスペシャル	(株)晋遊舎
二十	雑誌	15279・05 実話マッドマックス 5月号	(株)コアマガジン
二十一	雑誌		

二 指定理由

図書類の内容が、著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第三百九十五号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十四年四月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
浅草	基幹農道整備事業	平成二十四年三月七日
青木	湛水防除事業	平成二十四年三月七日

○宮城県告示第三百九十六号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調書を平成二十四年四月二十四日から平成二十四年五月八日まで縦覧に供する。

平成二十四年四月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項	縦 覧 場 所
発起人の住所及び氏名 加入区 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称	本吉郡南三陸町歌津字泊浜 八十二番地 高橋 兼次 歌津町加入区 宮城県漁業協同組合 本吉郡南三陸町歌津字管の浜百九十四 宮城県漁業協同組合 歌津支所

○宮城県告示第三百九十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画法事業の事業計画の変更について次のとおり認可された。

平成二十四年四月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画都市高速鉄道事業

2 名称

三号東日本旅客鉄道株式会社仙石線

二 施行者の名称

宮城県

三 事務所の所在地

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第三百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、黒沢尻用水路土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画を平成二十四年四月十七日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十四年四月二十四日

宮城県大河原地方振興事務所

所 長 谷 関 邦 康

○宮城県告示第三百九十九号

鳴瀬土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第一項の規定により、平成二十四年四月十六日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十四年四月二十四日

公 告

宮城県東部地方振興事務所

所 長 大 内 仁

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十四年四月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県警察本部交通管制システム上位装置賃貸借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十五年三月一日から平成三十年二月二十八日まで

4 履行場所 宮城県警察本部交通管制センターほか4か所

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

と。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)(第二十六条に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)(暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。))の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五)へ平成二十四年五月二十二日(火)、午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇・八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係(電話番号〇二二・二二一・七七一、内線二二三二)

2 入札説明書の交付期限

平成二十四年五月九日(水)、午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十四年五月二十二日(火)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

(一) 日時 平成二十四年六月五日(火)、午後五時まで

(二) 場所 1に同じ

(三) 郵送により入札書の提出を希望する場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、中封筒に「入札者の法人名等」、「入札に係る調達案件の名称」及び「開札日」を記載し、配達証明付書留郵便により(一)の日時までに到達すること。

ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(四) 提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十四年六月六日(水)、午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎三階三〇二会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。

- と。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一元未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載する。
- 6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 7 契約書作成の要否 要
- 8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に亘る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件については翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。
- 6 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Items/Services Required : Lease of a traffic control system higher-level device of Miyagi Prefectural Police Headquarters - 1 set
- 2 Duration of Contract : From March 1, 2013 to February 28, 2018
- 3 Location : 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai Miyagi Prefectural Police Traffic Control Center and 4 other places
- 4 Bid Deadline : June 5, 2012, 5 : 00 p.m.
- 5 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters. 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel.: 022-221-7171 Ext. 2232

議 会

○宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例（平成十一年宮城県条例第二十七号。以下「条例」といふ。）第二十一条の規定により平成二十三年度における条例の施行の状況を次のとおり公表する。

平成二十四年四月二十四日

宮城県議会議員 中 村 功

平成23年度

- 1 公文書の開示請求の件数及び処理状況

条例第4条の規定による公文書の開示の請求の件数及び処理状況は、次のとおりである。

取 付 件 数	処 理 状 況					
	開 示	部分開示	非開示	存否応答拒	文 存 在	取 下 げ 処 理 中
12	5	7	0	0	0	0

（注）「存否応答拒否」とは、請求のあった公文書の存否を明らかにしない決定を言い、「文書不存在」とは、請求のあった公文書を保有していない決定を言う。

2 異議申立ての状況

条例第6条の規定による決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき異議申立てがあったものは、次のとおりである。

(1) 件数及び処理状況

異議申立て件数	処 理 状 況					
	決 定			取 下 げ	審 理 中	そ の 他
	却 下	棄 却	認 容	一部認容		
0	0	0	0	0	0	0

（注）「その他」とは、宮城県議会情報公開審査会に未だ諮問されていないものを言う。

(2) 件名及び処理状況

異議申立て年月日	件 名	処 理 状 況
	な	し

選挙管理委員会

○宮選管申示第五十一号
公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第一百条の五の規定により交付した左記の証票
は、平成二十四年四月十三日以降無効とする。

平成二十四年四月二十四日

宮城県選挙管理委員会

記

委員長 菊 地 光 輝

証票番号 第二号の〇〇七

人事委員会

人事委員会規則七・十七（宿日直手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月二十四日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則七・十七・二十

人事委員会規則七・十七（宿日直手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十三年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・十七（宿日直手当）の一部を次のように改正する。

第三条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。

第四条第三号②中「第九号」を「第八号」に改め、同号③中「前条第十号及び第十一号」を「前条第九号及び第十号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月二十六日から施行する。

人事委員会規則八・五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年四月二十四日

宮城県人事委員会

委員長 高 橋 俊 一

○人事委員会規則八・五・三十

人事委員会規則八・五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第七号）に基づき、人事委員会規則八・五（職員の勤務時間、休暇等に関する規則）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中トを削り、チをトとし、リをチとする。

附 則

この規則は、平成二十四年四月二十六日から施行する。

監査委員

○宮城県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人齋藤憲芳から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成24年4月24日

宮城県監査委員 安 藤 俊 威

宮城県監査委員 菅 間 進

宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門

宮城県監査委員 工 藤 鏡 子

○宮城県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。
平成24年4月24日

宮城県監査委員 安 藤 俊 威

宮城県監査委員 菅 間 進

宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門

宮城県監査委員 工 藤 鏡 子

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名 住 所

井 口 立 和 仙台市宮城野区銀杏町6番5号 メゾン・サインスタリ101

渡 部 政 記 仙台市太白区西中田3丁目11番32号 サクセスライフ201

伊 藤 宏 平 仙台市青葉区柏木2丁目1番10号

諏訪園 淳 一 仙台市太白区大野田字イコタ20番地の1 Gracious 33 - 603

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成24年4月25日から平成25年3月31日まで

正 誤

○宮城県公報第一三四四号（平成二十四年三月三十日付）中

ページ	二二	二二
段	下	下
行	三	六
正	変更なし	平成二十三年宮城県告示第九十 四号の事業地に、仙台市青葉区青 葉山地内及び同川内地内の一部を 加える。
誤	平成二十三年宮城県告示第九十 四号の事業地に、仙台市青葉区青 葉山地内及び同川内地内の一部を 加える。	変更なし